

公営競技におけるポイント制度の見直しについて

2025年12月12日

全国公営競技施行者連絡協議会

公営競技におけるポイント制度の見直し

背景

- 令和7年3月以降、新聞報道や国会において、各公営競技で行っているポイントサービスについて、過度なポイント付与は、ギャンブル等依存症を誘発する可能性があると指摘。
- 各競技の監督官庁から、全国公営競技施行者連絡協議会(以下「公連協」という。)に対し、ポイント制度について検討するよう要請

公連協の対応

4月 各競技の「100%相当のポイント還元サービス」及び「お友達紹介ポイント付与」について、廃止又は停止

5月 公連協及び各公営競技の『広告・宣伝指針』に、ポイント付与への留意事項(過度に射幸心を煽る内容としない)を追記

6月 公連協において、有識者で構成する「公営競技におけるポイント制度の適正化に関する部会」立ち上げ

部会における検討の内容

① 遅増制(購入額等により決定される還元率やサービスのランクアップ)

ギャンブル等依存症を助長する可能性を否定できないため、実施しないことが妥当

② 友達紹介ポイント

ギャンブル等依存症を助長する可能性を否定できないため、実施しないことが妥当

③ 適正な還元率

還元率は抑制的でなければならない

(通常時は1%を、特別なレース等短期間のキャンペーンは5%を上限)

④ 適正なキャンペーンのあり方

- 抽選型のキャンペーンは、ギャンブル等依存症を助長する可能性を否定できないため、実施しないことが妥当
- 一定の上限を設けることで、以下は実施可能
 - 新規入会会員向けのポイントサービス
 - 来場者へのポイント付与

⑤ その他

- ポイント制度を利用したギャンブル等依存症の啓発活動の実施についても検討すべき
- ポイントを付与するタイミング等にも考慮(即時付与するのではなく一定の期間を置く)

✓ 部会における検討結果を踏まえ、公連協の広告・宣伝指針を改定

✓ 各競技それぞれの広告・宣伝指針を改訂し、速やかに実施 1